

事務事業名 住民告知放送事業(庄原市告知端末初期設定等補助金)						
所管	総務		部		行政管理 課	
実施期間	令和	2	年度～	令和	7	年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	02	01	03	0404	
	一般会計	総務費	総務管理費	文書広報費	住民告知放送事業	
対象者	市民・事業主			対象者数など	不特定多数	
根拠法令等	庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	市内全域に整備された超高速情報通信網を活用し、音声で告知することができる住民告知端末を個人宅や事業所等に設置することにより、緊急情報や行政情報などを迅速かつ正確に伝達している。この住民告知端末設置に係る初期設定等の経済的負担を軽減することにより、告知端末の設置促進を図ることを目的としている。					
事務事業の概要	平成27年10月のサービス開始以降、市民や事業所等への住民告知端末の早期設置を目的として、初期設定経費等(初期設定経費及び標準工事費)22,800円(税抜き)を令和2年3月末申請分まで市が負担し、住民告知端末の設置を進めてきた。 令和2年度以降、補助対象者からの申請により、初期設定経費等を補助することとして事業を行っており、転入や新規事業所、非課税世帯などへ補助を行っている。					
	<p>1 要綱名 庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金交付要綱</p> <p>2 補助対象者 (1)告知端末の使用料について無料である旨の決定を受けた者で、下記のいずれかに該当する者 (ア)転入、転居により新たに生じた世帯に属する者 (イ)新たに事業所等を設置した者 (ウ)市民税非課税世帯に属する者 【告知端末の使用料が無料となる場合】 庄原市に住民票があり、その住所地に設置する場合、または、事業主等が市内に所有する事務所等に設置する場合、1回線1台までが無料となる。</p> <p>3 対象経費 初期設定経費等(初期設定経費及び標準工事費)</p>					
年度別実績概要	令和3年度	告知端末新規設置件数 80件 補助金交付実績 56件 1,077,000円				
	令和4年度	告知端末新規設置件数 55件 補助金交付実績 30件 628,920円				
	令和5年度	告知端末新規設置件数 42件 補助金交付実績 18件 353,320円				

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	庄原市告知端末初期設定等補助金	1,077	629	354
						0
						0
計			1,077	629	354	2,060
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		1,077	629	354	2,060

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 新規設置件数	件		80	55	42	177
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 補助金対象件数	件		56	30	18	104
	2 補助金交付額	円		1,077,000	628,920	353,320	2,059,240
	3						0
備考							

事務事業名 住民告知放送事業(庄原市告知端末初期設定等補助金)

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	C	B	C	0.0	△ 0.6
A 同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				0	0
B 同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				1	3
C 同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				0	4
認知度	C	A	B	1.0	0.0
A 対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				1	2
B 対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				0	3
C 一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				0	2
有効性	B	B	B	0.0	0.0
A 費用に対して、効果・成果が高い事業である。				0	1
B 費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				1	5
C 費用に対して、効果・成果が低い事業である。				0	1
受益者満足度	A	B	A	0.0	0.7
※受益者: 市民・事業主					
A 受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				0	5
B どちらともいえない。				1	2
C 受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				0	0
市民(納税者)納得度	B	-	B	-	0.0
A 目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				0	1
B どちらともいえない。				0	5
C 目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				0	1
代替性	A	B	B+	0.0	0.4
A 収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				0	4
B 民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				1	2
C 市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				0	1
まちづくり基本条例適合性	C	B	C	0.0	△ 0.9
A 市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				0	0
B 市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				1	1
C 条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				0	6

所管課評価 **終了**

視点	<p>音声で災害などの緊急情報を告知することができるため、地域住民や事業所などで働く人の安心安全を守ることや、行政情報などのタイムリーな告知により、住民の利便性向上にも繋がっている。</p> <p>告知端末の設置費用及び使用料は無料であり、光回線の初期費用の補助を行うことは、告知端末の設置の促進につながっているが、現行の制度は、転入者や新規事業者に限られた制度となっているため、補助対象者は減少している。本要綱による補助実績とその効果を踏まえ、今後の事業のあり方について意見を求める。</p>
課題	<p>現在、インターネットの利用機会が急増し、光回線(インターネット)の設置相談は増加している一方で、住民告知端末の設置は増えていない。</p> <p>災害時の緊急情報や行政情報などは、市公式HP・FB・LINEなどからもタイムリーに情報発信しており、スマートフォン等の携帯端末から情報を取得する人が多く、住民告知端末の設置を希望しない住民が増えている。</p> <p>また、令和6年3月末現在、住民告知端末の加入率は74.1%と高い水準となっており、一定の成果は上がっているため、補助事業としては一旦終了し、課題や成果を検証することで、今後の住民告知端末事業について精査する。</p>

事務事業名 住民告知放送事業(庄原市告知端末初期設定等補助金)

市民意見 (プラモニ) ※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。)

分布	現行どおり	拡充	縮小	終了		総回答数
	1	0	0	0		1
主な意見	<p>【現行どおり】 各家庭に安全安心、地域の情報が提供されるなど、公共性がある一方で、高齢世帯においてはネット利用の機会が少なく、光通信加入によるランニングコスト面からみて利便性が薄いと感じる。</p>					
	This area is intentionally left blank for additional comments					

事務事業名 住民告知放送事業(庄原市告知端末初期設定等補助金)

行政評価委員会評価 **終了** ※行政評価委員会の摘録(会議内容)はホームページに掲載しています。

総括意見 当該補助金は、住民告知放送事業のうち住民告知端末設置のための光ケーブル引き込み工事にかかる費用に対する補助(端末機器の貸与は別事業)であるが、住民告知端末の加入率は74.1%と高水準となっていることから、当該補助金要綱における目的は達成されたといえる。スマートフォン等の著しい普及も相まって、今後、加入者が増加することは考えにくく、当該補助金の継続は有効性が低いといえる。一方で、移住者への支援や障害・高齢等により情報を得にくい世帯への対応については、告知端末以外の情報伝達ツールも今後検討いただきたい。

↑ ※委員会における最終的な評価として総括したもので、分布の多い評価を優先するものではありません。

分布	現行どおり 2	拡充 0	縮小 1	終了 4	
----	------------	---------	---------	---------	--

各委員の意見	【現行どおり】	<p>① 住民告知放送は防災情報をはじめとして、市の情報を市民に伝達する最も有効な手段の一つでもあり、庄原地域を除くと8割以上の世帯が設置している。住民告知放送は庄原地域を除く各地域には防災無線や有線を介した住民向け放送があったことが高設置率の要因と思われる。また、光ケーブル(インターネット)を活用したパソコン利用も多く見られる。現在、庄原市は移住定住を進めており、移住希望者や若者の定住の条件として光ケーブルの無料設置は選択肢の一つでもあり、引き続き本事業を継続することが望ましい。</p> <p>③ 現時点、将来にわたり、唯一、一斉同時告知の方法であり、継続性を維持するため、一定の事業継続は必要と考えます。</p>
	【縮小】	<p>④ ほとんどの家に設置してあるのではないかと思います。実際どの位の家で聞いておられるのかはわかりません。若い方は携帯等で情報を得たりするので、あまり必要としていないのではないかと思います。使用料も要りますし、縮小してもいいと思います。</p>
	【終了】	<p>② 住民告知端末は必要だが、新たなニーズがないのであれば、終了してもよいと考える。目的を達成したのであれば、続ける理由はないと考える。</p> <p>⑤ 住民告知端末の設置を目的とした事業としては、加入率からも成果のあるものと考えます。災害時などの情報もスマートフォンから得ることができ、現要綱では補助対象者の制限があることで今後も加入者が増加することは考えにくい。ただ、端末の経年劣化、光ファイバーの相談や住民告知端末でしか緊急時の情報を得られない世帯への対応を継続してお願いします。</p> <p>⑥ ・住民告知端末は市からの、災害やイベント等の情報を音声で得ることができ、またネット環境によっては、なくてはならないものであるが補助金に関しては令和5年度で概ね達成できたように思う。 ・災害に関しては住民の関心が高く、告知端末以外の方法でも自ら得る方も多いがイベント等、聞いてほしい知ってほしい情報はまだまだ浸透していないように思う。若い世代にも馴染のあるHP、FB、LINEなどでの啓発を継続していただきたい。</p> <p>⑦ スマートフォン等で情報の取得が困難で、音声での緊急情報を必要とする市民は加入率74.1%に含まれていると思われるため、所管課評価のとおり終了と考える。 告知端末放送の担当課では、緊急事態が発生した場合の、聴力、視覚に障害がある等の、情報を得ることができにくい家庭への対応の状況や、今後その該当の転入があった場合の対応については何らかの手立ての必要があると考える。</p>

今後の事業実施の方向性 **現行どおり**

詳細	告知端末の設置について、引き続き啓発を行うとともに、行政情報の発信などタイムリーな告知を行い、住民の利便性向上に努めていく。 また、告知端末以外の情報伝達ツールについても調査し、導入に向け検討を始める。
備考	(R7:682千円) (R6:819千円)